

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※	発行番号	第	号
	発行日	令和	年 月 日
	有効期限	発行の日から1ヶ月	

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー・（ ）〕		
使用者の名称 （事業者名）		所属営業所名	
使用者の住所 （事業者の住所）		使用の本拠の位置 （営業所の位置）	
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）
	〔型式〕新車の場合（諸元表の写しを提示）		※登録完了印・登録官印
	〔車体番号〕中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示）		
	① 自動車の年式 …… H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 …… 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	① 自動車の年式 …… S・H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 …… 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ ） 運輸支局 → （ ） 運輸支局〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 （企画輸送部門）	発行元連絡先： 運輸支局 輸送担当 TEL — —		